

令和5年4月入所の保育所・認定こども園・小規模保育施設・学童保育所の新規受付

令和5年4月の保育所・認定こども園・小規模保育施設・学童保育所の申し込みを受け付けます。詳しくは、「保育のしおり」「学童保育所入所の案内」をご覧ください。**問**保育課 ☎ 314

受付期間 11月17日(木)～21日(月) 午前9時30分～午後5時

※例年、初日は大変混み合いますが、施設への入所決定は、受付順ではありません。

※発熱など体調不良の方は来場をお控えください。その場合は、11月22日(火)・24日(木)・25日(金)に保育課へお問い合わせください。後日に入所受付および面接を行います。

場やしお生涯学習館展示コーナーおよび多目的ホール

※やしお生涯学習館へのお問い合わせはご遠慮ください。

書類の配布 「保育のしおり」「学童保育所入所の案内」を次の場所で配布します。

●10月12日(水) 午前9時～午後5時

八潮メセナ・アネックス多目的ホールA・B

●10月13日(木) 午前9時～午後5時

市役所第2会議室

●10月14日(金)以降 午前8時30分～午後5時15分 保育課



【重要】保育料などの滞納について

同一世帯内の児童の保育料などを滞納している場合は、保育施設および学童保育所の入所選考時に選考基準を減点します。それにより入所ができない場合もありますので、滞納している保育料などは、申し込み受付期間までに納入してください。

保育所・認定こども園・小規模保育施設

対 生後57日もしくは6カ月から就学前までの乳幼児

入所基準 児童の保護者、同居の親族およびその他の方が、就労や疾病などにより、児童を保育することができないと認められる場合

必要書類 ▼申請書▼保育の必要性を証明する書類（就労証明書、医師の診断書など）▼個人番号（マイナンバー）申告書

※申請時に入所申請児童の面接を行います。必ず児童同伴で、母子健康手帳をお持ちください。

※令和4年度の入所申し込みを行い、入所保留となっている方も、新たに入所の手続きが必要です。

※認定こども園しおどめの森（☎996-3268）の満3歳以上の幼稚園教育を希望する場合（1号認定）は、施設での手続きとなります。

学童保育所

対 小学校に在籍する児童

入所基準 児童の保護者、同居の親族およびその他の方が、就労や疾病などにより、児童を保育することができないと認められる場合

※現在、学童保育所に入所中で令和5年4月以降も学童保育所へ入所を希望する方も、改めて入所の手続きが必要です。

●公立学童保育所

必要書類 ▼入所申込書▼児童家庭調査書▼保育の必要性を証明する書類（就労証明書、医師の診断書など）

●公立（民営）・民間学童保育所

公立（民営）・民間学童保育所は、各施設での手続きとなりますので、直接、施設へお問い合わせください。

分別して燃えるごみを減らしましょう

市民の皆さんにごみの分別をお願いし、資源ごみとして、ビン、カン、紙類、布類、ペットボトルなどの分別収集を行っています。

燃えるごみの中には、ざつ紙（菓子の外箱、包装紙、封筒など）がたくさん混ざっています。

これらは、分別することで資源となりますのでご協力をお願いします。

問環境リサイクル課 ☎ 234

資源になるもの(品目ごとに分別して出してください)

・ざつ紙（菓子の外箱、包装紙、封筒など）…紙袋などに入れて、ひもで十字にしぼる（ビニール、プラスチック、銀紙、ゴム類は除く）。

・新聞紙（広告を含む）、雑誌、書籍…ひもで十字にしぼる。

・段ボール…1メートル四方以下にたたんで、ひもで十字にしぼる。

・シュレッダーした紙類…透明・半透明の袋に入れる（シール、ビニール、カーボン紙など資源にならないものを混入させない）。

・牛乳パック…洗浄、開封、乾燥させてひもで十字にしぼる。

・布類…必ず、透明、半透明の袋に入れて出す。

・ペットボトル（「PET」のマークが付いているもの）

①ラベルとキャップを取り外し、中身をすすぎ、水切りをする。

②つぶして回収用ネット袋に入れる。

※紙・布類の収集は、市が行っている資源ごみの収集のほか、町会・自治会や子ども会などが集団回収を行っている地域もあります。



資源にならないもの(燃えるごみへ)

紙類 汚れ・においのついた紙、カーボン紙、写真、防水加工された紙、ビニールコート紙、酒類のパック、シール類、ガムテープ、アイロンプリント紙、感熱紙など

布類 汚れたもの、濡れたもの、不衛生なもの、ぬいぐるみ、ペットに使用したもの、まくら、ふとん、敷物、ざぶとんなど

その他 「プラ」のマークが付いているもの、食品油・シャンプー・洗剤の容器など

事業所でのごみの減量化、資源化

会社や工場、商店などの事業所から出る再生可能な紙類を分別し、ごみ収集許可業者や古紙業者に出してください。

ごみ収集カレンダー

市役所や市内公共施設の窓口で配布しています。また、市ホームページにも掲載しています。地域によって収集日が異なりますので、自分の地域のカレンダーを確認してください。

※家庭ごみは収集日の朝8時までにお出しください。事業系のごみは、家庭ごみの集積所には出せません。

ごみ分別アプリ「さんあ〜る」



ごみ収集日の通知や分別方法の検索などができます。右の2次元コードからダウンロードしてご利用ください。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



App store
2次元コード



Google Play
2次元コード

10月は食品ロス削減推進月間

まだ食べることができるのに捨てられている食べ物のことを「食品ロス」といい、野菜の皮の厚むきや賞味期限切れで食べずに捨ててしまうこと、食べ残しなどが含まれます。食材の計画的な購入や、外食などの際には無理なく食べ切れる量の注文で、食品ロスを減らしましょう。

